

第7期松浦市障害福祉計画 第3期松浦市障害児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》

松 浦 市
令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 他の計画との関係	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進体制	3
6. 計画の達成状況の点検及び評価	3
第2章 計画の基本方針	5
第3章 障害福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量	7
1. 障害福祉サービス等に関する数値目標	7
2. 障害福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量	15
第4章 地域生活支援事業の推進	20
1. 地域生活支援事業の実施について	20
2. 各事業の実施内容	20
第5章 県・市独自事業	22

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害のある人をめぐる制度は、平成 15 年の「支援費制度」導入により、従来の「措置制度」から障害のある人自らがサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを受けるという「自己選択、自己決定」の制度へと改革されました。

そして、平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行により、「支援費制度」における課題であった年齢や障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）を超えたサービス体系の一元的な制度が確立されるとともに、市町村に対して、障害福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

さらに、平成 28 年に成立した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、市町村に障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、この円滑な実施を図るために障害児福祉計画の作成が義務付けられたことに伴い、松浦市では「松浦市障害福祉計画」と「松浦市障害児福祉計画」を一体的に策定し、ライフステージに合わせた多様なニーズに対応する切れ目ないサービス提供体制整備に取り組んでまいりました。

こうした中、本市においては障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を実現するため、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国から示された基本指針及び県の方針に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 7 期松浦市障害福祉計画及び第 3 期松浦市障害児福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

(1) 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

(2) 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）は、松浦市障害者計画に掲げられている施策のうち、特に障害のある人の生活支援に係る施策について、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。障害福祉計画等は、松浦市障害者計画の障害福祉サービス分野における「3か年の実施計画」と位置づけられます。

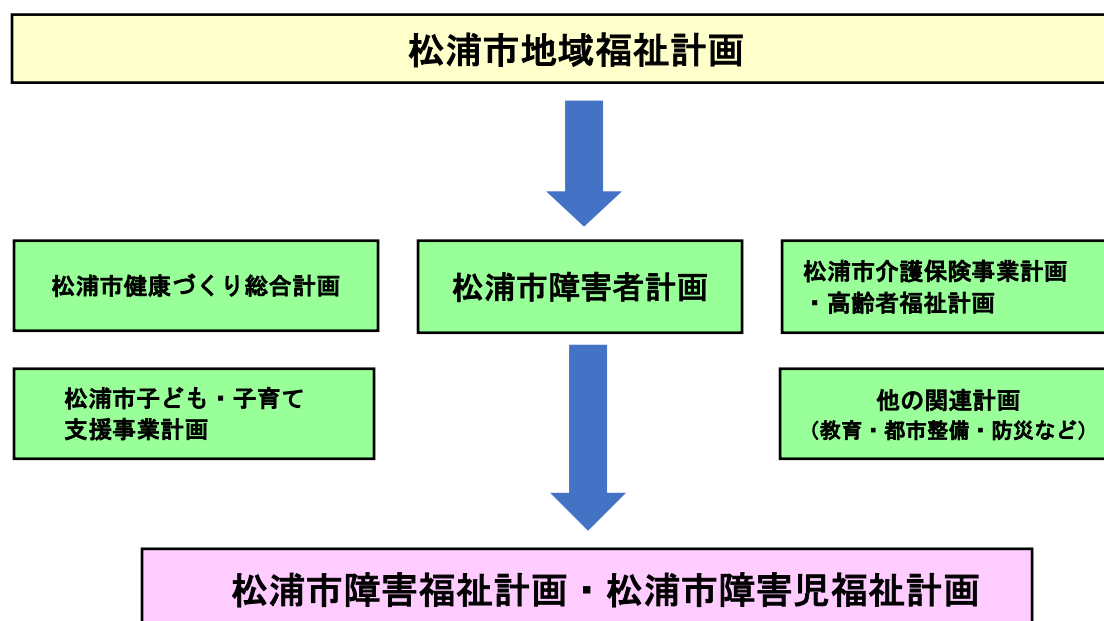
3. 他の計画との関係

(1) 松浦市地域福祉計画

松浦市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

(2) 松浦市障害者計画

松浦市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、本市の障害者施策全般について定めたものです。



4. 計画の期間

第7期松浦市障害福祉計画及び第3期松浦市障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

5. 計画の推進体制

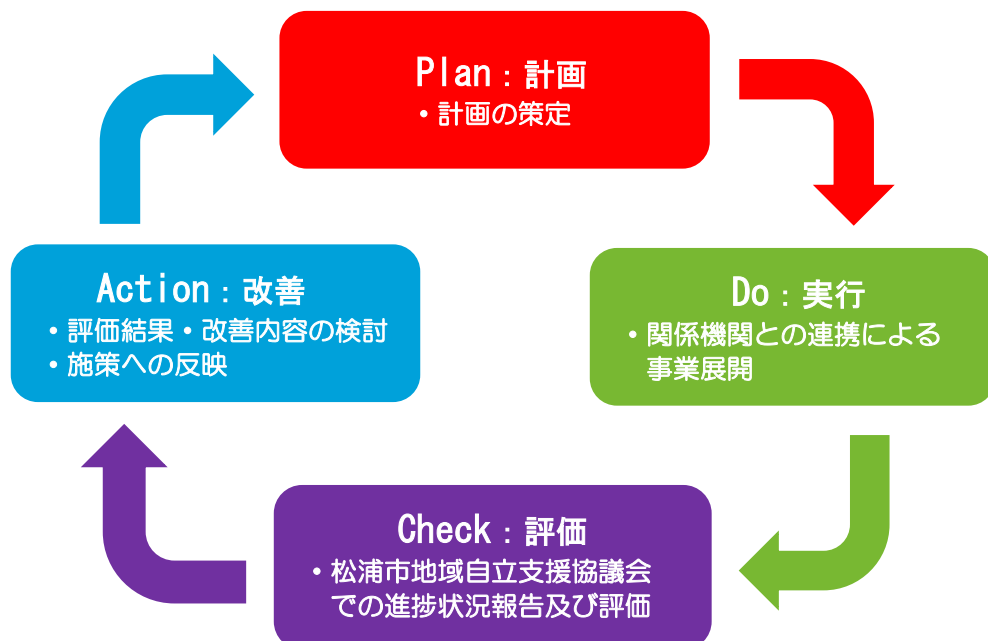
地域共生社会の実現には、障害のある人の地域生活への移行や一般就労への移行、周囲の理解と支援が必要です。その推進のためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。このため、地域社会を構成する市民、NPO法人、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び市や県といった行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに相互に連携を図りながら、障害のある人を地域で支える体制づくりを推進します。

また、障害者施策については、保健・医療・教育・就労など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

6. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

計画は、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には随時対応することとなります。本市では、松浦市地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば計画の見直しその他の改善を図ります。



【参考】

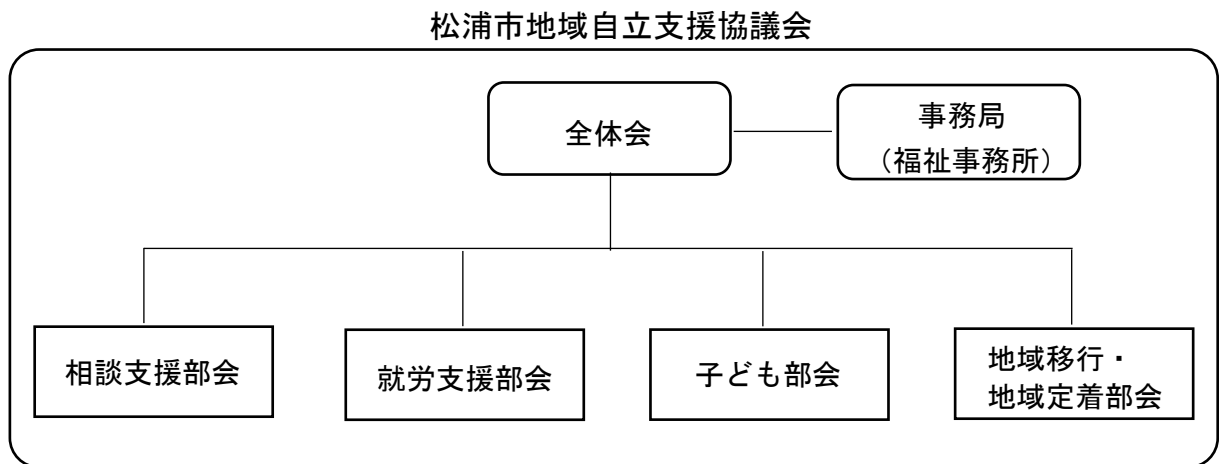
松浦市地域自立支援協議会

○松浦市地域自立支援協議会

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

○組織構成

松浦市地域自立支援協議会は、全体会で協議会全体の方向性等の協議、各部会の協議結果等の総括及び情報共有を行います。



○各部会

【相談支援部会】

相談支援の充実のため、相談支援を通じて地域の課題を抽出・検討し、課題解決に向けた取り組みや相談支援専門員のスキルアップに向けた取り組みを行っています。

【就労支援部会】

障害を持つ人たちの就労機会の拡大や就労支援を行う上での地域課題の抽出を行い関係機関と連携し、就労環境の調整、経済的な自立に向けた協議を行っています。

【こども部会】

医療的ケア児支援等の障害児支援のための幅広い協議の場として、必要に応じて関係者を集めて開催し、関係機関との情報共有や意見交換会等の連携強化を図ることとしています。

【地域移行・地域定着部会】

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す政策理念を踏まえ、長期にわたり入院している精神障害者の地域生活への移行支援および定着支援の体制を充実させるため、医療、保健、福祉関係者等により協議を行っています。

第2章 計画の基本方針

本計画では、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえた国の基本指針に基づき、次の6点に配慮した計画を推進します。

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの地域格差の是正に努めます。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含めるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

③ 入所等から地域生活への移行等の課題に対するサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支える整備体制に努めます。特に入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活支援拠点等の効果的な連携により必要なサービス提供体制の確保に努めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービス提供体制の確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関と協力して取り組めます。

第3章 障害福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量

国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、松浦市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

1. 障害福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【現状と課題】

○令和4年度末時点における地域生活移行者数は、3人であり、第6期目標値（4人）の達成率は75%となっています。

○令和4年度末時点における施設入所者数は、55人であり、第6期目標値（57人）の達成率は103.6%となっています。

○管内には指定一般相談支援事業所がなく、地域移行・地域定着支援事業の利用を希望する場合は、管外事業所を利用せざるを得ない状況です。また、地域生活の受け皿となるグループホームが不足している状況です。

【成果目標】

○令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者55人のうち、6%以上にあたる4人が地域生活に移行することを目標とします。

○令和8年度末時点における施設入居者数を、令和4年度末時点の施設入所者数55人から5%以上にあたる3人を削減した52人以下とすることを目標とします。

現 状	令和4年度末時点の施設入所者数	55人
目 標 値	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	4人
	令和8年度末時点の施設入所者数	52人

【目標達成のための方策】

○地域移行・地域定着部会を通じて、保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の関係機関と連携を図りながら、自立生活援助等の障害福祉サービスの利用によ

る一般住宅への移行も含め対応を検討します。また、不足しているグループホームは地域の主要な障害福祉サービスを行う法人への開設・増設の呼びかけ等を行っていきます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 本市の精神科病院入院患者数は、令和３年度が８７人、令和４年度が７８人と年々減少しています。
- 入院患者の状況は、入院形態別では、任意入院者が約８割を占めており、年齢構成別では、６５歳以上の患者が約７割を占めています。在院期間別では、約７割が１年以上の長期入院となっており、退院し地域で生活するには、医療、保健、福祉等関係機関の連携が必要です。
- 自立支援医療（精神通院）受給者は、令和３年度が２５２人、令和４年度が２９１人と増加傾向にあり、地域で安心して継続した治療が受けられるような体制づくりが必要です。
- 令和４年度に松浦市地域自立支援協議会に地域移行・地域定着支援部会を設置しており、今後は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の理解促進と推進に向けた継続的な協議が必要です。

【成果目標】

- 地域移行・地域定着部会を保健・医療・福祉関係者による協議の場とし、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を行います。
- 県の方針をもとに、３か月、６か月、１２か月時点における退院率と１年以上入院患者数について目標を設定することとします。

現 状	令和５年度末時点の、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健、医療・福祉関係者による協議の場の設置		設置済
	令和４年度末における１年以上入院患者数		７８人
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		１回／年
	令和８年度末時点における１年以上入院患者数		６２人
	退院率	３か月	６９％
		６か月	８６％
		１２か月	９２％

【目標達成のための方策】

○県が策定した指標等により地域の現状を分析し、地域移行・地域定着部会での協議の場を通じて、市、保健所、医療機関、福祉事業所等の関係機関で地域の課題を共有していきます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【現状と課題】

○地域生活支援拠点等とは障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のために以下の機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。地域生活支援拠点は地域の中でさまざまな支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようなライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

地域生活支援拠点等に求められる機能

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

○地域生活支援拠点等の整備については、「緊急時の受け入れ」以外は、地域生活支援拠点等となる事業所や施設は決めず、松浦市地域自立支援協議会の事務局である福祉事務所が調整窓口となり、関係する障害福祉サービス事業所等をコーディネートして地域生活拠点等の機能を図ることとしています。

○令和４年度末時点における緊急時の受け入れ可能入所施設数は、６か所であり、第６期目標値（３か所）の達成率は２００％となっています。

【成果目標】

○地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえ、運用状況を年１回以上検証及び検討する場を開催します。

現 状	地域生活支援拠点等の整備	整備済
目標値	地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	１回／年

【目的達成のための方策】

○地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制の強化を図ることが必要であり、さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCA サイクルを通じて改善を図っていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【現状と課題】

○令和４年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数は４人、そのうち就労移行支援事業からの一般就労は１人、就労継続Ａ型からの一般就労は１人、就労継続Ｂ型からの一般就労は２人となっております。なお、潜在的な一般就労へのニーズを把握するため、相談支援専門員と連携を密にしています。

【成果目標】

○令和８年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和３年度の一般就労移行者数３人から１．２８倍以上にあたる４人以上とすることとします。

○令和８年度における就労移行支援事業・就労継続支援Ａ型事業・就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和３年度の一般就労移行者数それぞれ０人・１人・２人から、それぞれ１．３１倍・１．２９倍・１．２８倍以上にあたる２人・２人・３人以上とすることとします。

○令和８年度における就労定着支援事業の利用者数について、令和３年度の利用者数０人から１．４１倍以上にあたる２人以上とすることとします。

○令和８年度における就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７０％以上となる就労定着事業所の割合を２５％以上とすることとします。

現 状	令和４年度就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	４人
目標値	令和８年度就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	４人
	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	２人
	就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数	２人
	就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数	３人
	令和８年度における事業利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合	２５％

【目標達成のための方策】

○就労支援部会を通じた事業所及び障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携による相談体制の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【現状と課題】

○本市には、児童発達支援センターの機能を持つ機関、事業所がない状況です。

○保育所等訪問支援サービスを提供する事業所が隣接する佐世保市に１か所あり、本市の障害児（未就学児）が利用しています。

【成果目標】

○令和８年度末までに、市又は県北圏域での児童発達支援センターの設置に向け、関係機関と協議、調整を行っていきます。

○令和８年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用した推進体制の構築を目指します。

現 状	令和４年度末時点の児童発達支援センターの確保数	０か所
	令和４年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	１か所
目標値	令和８年度末時点の児童発達支援センターの確保数	１か所
	令和８年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	１か所（継続）

【目標達成のための方策】

○松浦市地域自立支援協議会の中で「児童発達支援センター」の必要性の認識を共有していきます。また、市又は県北圏域において、高い支援スキルを持つ事業所に対しては、個別の働きかけを行いながら、児童発達支援センターへの移行を促していきます。

○未就学児及び学齢期の児童に対して切れ目なく継続した支援ができるよう、支援事業の周知を図り、今後も利用者に適切なサービスが提供できるよう努めます。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【現状と課題】

- 本市には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所がないため、隣接する佐世保市の事業所を利用している状況です。
- 福島地域、鷹島地域には、障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスがないため、隣接する佐賀県の事業所に受入れの相談をしているが、県外ということでなかなか利用できない状況です。

【成果目標】

- 令和8年度末までに、市又は県北圏域（福島地域・鷹島地域においては隣接する佐賀県の市町）での重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向け、関係機関と協議、調整を行っていきます。

現 状	令和4年度末時点の重症心身障害児等を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数	0 か所
目標値	令和8年度末時点の重症心身障害児等を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1 か所

【目標達成のための方策】

- 障害児が必要な支援を受けることができるよう、市又は県北圏域（福島地域・鷹島地域においては隣接する佐賀県の市町）の事業所への働きかけなど、療育の場の充実に取り組みます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【現状と課題】

- 医療的ケア児支援の協議の場として、松浦市地域自立支援協議会に子ども部会を設置しています。
- 本市では子育て・こども課と福祉事務所に医療的ケア児等コーディネーター養成講座を修了した職員が配置されており、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて支援に係る関係機関との連携を図っています。

【成果目標】

- 令和８年度末時点において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、引き続き市に２人以上配置することとします。

現 状	令和４年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	設置
	令和４年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市の配置数	２人
目標値	令和４年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	設置（継続）
	令和８年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市の配置数	２人（継続）

【目標達成のための方策】

- 必要に応じて松浦市地域自立支援協議会の子ども部会を開催し、関係機関との情報共有や意見交換等の連携を強化し、対象児童への適切な支援を確保していきます。

（６）相談支援の充実・強化等

【現状と課題】

- 本市において、基幹相談支援センターの設置は難しいため、市内、近隣の相談支援事業所に弁護士を含めたメンバーで相談支援部会を毎月開催し、相談支援の充実・強化を図っています。

【成果目標】

- 令和８年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施に向け取り組みます。
- 松浦市地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

現 状	令和４年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	なし
目標値	令和８年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	あり
	令和８年度末時点の松浦市地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な体制の確保	整備

【目標のための方策等】

○松浦市地域自立支援協議会の専門部会において、個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、松浦市地域自立支援協議会全体会において課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議します。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

○近年、障害福祉サービス等の多様化、障害福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

○障害福祉サービスの利用者は広域の事業所を利用していることから、県北圏域の事業所の質の充実や情報交換等を図るため、西九州させば広域都市圏連携事業において事業所や自治体向けの研修会（制度周知・事例研究等）を実施しており、管内の事業所へ周知し参加を促しています。

【成果目標】

目標値	県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加と管内事業所への周知	参加・周知
	障害者自立支援給付費の審査支払について、事業所や関係自治体等との共有	共有
	障害福祉サービス事業所への指導監査の県との共有	共有

【目標のための方策等】

○県や西九州させば広域都市圏連携事業等による研修会に積極的に参加するとともに、管内の障害福祉サービス事業所に対しても周知し参加を促します。

2. 障害福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量

※各年度の数値は7月の実績となっています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量（1か月当たり）

サービスの種類		単位	実績			見込量		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数	人	17	23	27	29	32	35
	見込量	時間	265	356	457	495	582	665
重度訪問介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	見込量	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	見込量	時間	9	10	10	10	10	10
行動援護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	見込量	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	見込量	時間	0	0	0	0	0	0

※1か月当たりの利用時間については、年度毎にサービスの利用者1人1か月当たりの平均利用時間を勘案して見込量としています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量（1 か月当たり）

サービスの種類	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人	92	90	94	94	94	94
	人日	2,337	2,205	2,406	2,406	2,406	2,406
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	26	23	23	23
自立訓練 （生活訓練）	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	23	23	23	23
就労選択支援	人				2	3	4
	人日				46	69	92
就労移行支援	人	1	1	2	2	2	2
	人日	22	22	46	40	40	40
就労継続支援 （A型）	人	16	15	17	17	17	17
	人日	368	347	394	391	391	391
就労継続支援 （B型）	人	158	167	175	184	193	203
	人日	3,128	3,507	3,867	4,232	4,439	4,669
療養介護	人	12	11	11	11	11	11
短期入所	人	1	2	3	3	3	3
	人日	10	14	25	40	40	40

※ 1 か月当たりの利用日数（人日）については、年度毎にサービスの利用者 1 人 1 か月当たりの平均利用日数に利用者数を乗じて見込量としています。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量（1 か月当たり）

サービスの種類	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	85	83	88	88	90	92
施設入所支援	人	58	55	52	54	53	52

※施設入所者の地域生活への移行における数値目標を勘案して推計しています。

(4) 計画相談支援等

計画相談支援等の見込量（1 か月当たり）

サービスの種類	単位	実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人	68	70	76	78	82	86
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1
就労定着支援	人	0	0	0	2	3	4

※地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績及び松浦周辺の事業所の状況を勘案して人数を見込んでいます。

【障害福祉サービスの概要】

居宅介護	障害のある人が、在宅で生活しやすくするためのサービスで、ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体介護や家事援助等の提供を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由な身体障害者で常時介護を要する人に対して、自宅で食事、入浴、排泄等の居宅介護や外出時の移動支援介護などを行うサービスです。
同行援護	視覚障害によって移動が困難な方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や身体介護を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害や精神障害のある障害者が外出の際に、その行動の身体介護を行うサービスです。

重度障害者等 包括支援	介護の程度が著しく高く常時介護が必要な障害者に対し、居宅介護と併せて必要な障害福祉サービスの提供を行うものです。
生活介護	常時介護が必要な障害者を対象として、食事、入浴、排泄の介護等、日常生活の支援、生産活動や創作活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	入所施設の退所者、病院の退院者又は盲、ろう・特別支援学校の卒業者で、地域生活への移行を図るうえで、身体機能の維持と回復の支援が必要な人に対して、身体的リハビリテーション、コミュニケーションや家事等の訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	入所施設の退所者、病院の退院者又は特別支援学校の卒業者等で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持向上等の支援が必要な人に対して、食事や家事など日常生活能力を向上するための支援や生活上の相談支援、サービス事業者等との連絡調整の支援等を行うサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	企業等への就労や在宅での就労を希望する65歳未満の人に対して、技術の習得や知識及び能力の向上を計画的なプログラムにより実行し、雇用又は在宅就労に結びつけるための作業実習、職場探し、職場定着のための支援等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
自立生活援助	訪問や相談対応等により障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。
就労定着支援	通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。

(5) 障害児通所支援

障害児通所支援及び障害児相談支援の実績及び見込量（１か月当たり）

サービスの種類	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
児童発達支援	人	8	8	10	12	13	14
	人日	80	92	120	132	156	182
放課後等 デイサービス	人	40	44	47	50	53	57
	人日	600	704	846	950	1,060	1,311
保育所等 訪問支援	人	0	2	3	2	2	2
	人日	0	0	0	8	8	8
医療型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	人	40	55	60	63	65	68

【児童福祉法によるサービスの概要】

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等 訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
医療型児童 発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
障害児 相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

第4章 地域生活支援事業の推進

1. 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく国の地域生活支援事業実施要綱に定められている事業であり、本市では地域の特性や利用者の状況に応じ、計画的に事業実施しています。

2. 各事業の実施内容

1. 成年後見制度利用支援事業
物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
2. 意思疎通支援事業等
聴覚障害及び視覚障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。
3. 日常生活用具給付事業
在宅で生活する障害者、障害児及び難病患者に対し、自立生活支援用具を給付又は貸与をすることにより、日常生活上の便宜を図ります。
4. 移動支援事業
屋外での移動が困難な障害者及び障害児について、外出及び特別支援学校において義務教育課程にある者の通学支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促し、並びに障害児を持つ親の負担を軽減します。
5. 日中一時支援事業
在宅の障害のある人等に対し、日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
6. 地域活動支援センター事業
在宅の障害のある人等に対し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。
7. 手話奉仕員養成研修事業
日常会話等を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成研修します。
8. 訪問入浴事業
家庭の事情等により入浴に恵まれない18歳以上65歳未満の重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを実施します。

地域生活支援事業の実績及び見込量（年間）

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	件	1	0	0	1	1	1
意思疎通 支援事業	件	0	3	1	1	1	1
日常生活用具 給付事業	件	643	613	680	700	700	700
移動支援事業	時間 人	1,479 15人 (7人)	1,735 17人 (9人)	1,181 16人 (6人)	2,035 17人 (9人)	2,058 19人 (9人)	2,081 21人 (9人)
日中一時 支援事業	時間	362	393	475	480	480	480
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	研修	—	入門 (8人)	基礎 (6人)	—	入門	基礎
訪問入浴事業	件	1	1	1	1	1	1

※成年後見制度利用支援事業は、松浦市長の審判申立及び費用の助成件数

※移動支援事業の（ ）は、通学支援サービスの登録児童生徒数

※手話奉仕員養成研修事業は、2年に分けて研修（入門・基礎課程）を実施します。下段の（ ）は、登録奉仕員数。

第5章 県・市独自事業

県や市で提供しているサービスの内容は、以下のとおりです。

1. 軽中度難聴児補聴器購入費助成事業
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴障害のある児童に対して、補聴器の装用による言語能力やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業です。
2. 心身障害者福祉タクシー助成事業
在宅で生活する重度知的障害者・重度身体障害者（車椅子常用または視覚障害者）にタクシー券を支給し、初乗り運賃（手帳提示による割引分除く）を助成する事業です。

県・市独自事業の実績及び見込量（年間）

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
軽中度難聴児補聴器購入費助成事業	件	1	1	4	4	4	4
心身障害者福祉タクシー助成事業	人	24	22	25	25	25	25